



「通信販売」と「ステマ」に規制

「お試し500円、キャンペーン価格などの広告をみて購入したら、4回は購入しなければならない定期購入だった」など**定期購入トラブル**が増加したため、通信販売の規制が強化され、購入申込の最終画面に、取引の基本的な事項を明確に記載することが義務付けられました。また、広告主が広告であることを隠したまま宣伝する「**ステルスマーケティング(ステマ)**」について、消費者の合理的な選択を妨げるとして、消費者が広告と認識できない広告は**不当表示**として令和5年10月1日から行政処分の対象となりました。

▶詳細は「令和5年10月1日からステルスマーケティングは景品表示法違反となります。」消費者庁HP



はい！消費生活相談です

携帯電話料金をクレジットカード払いに変更したら、リボ払いになっていた？！

Q 携帯電話料金を口座振替で支払っていた。携帯電話ショップでカード支払いにすればポイントが貯まるからと勧められ、カード支払いに変更した。今までクレジットカードは使ったことはなく、内容を確認するとリボ払いになっていた。もとに戻したい。

A 消費生活センターから携帯電話会社に問い合わせたところ、クレジットカード会社へ連絡が行き、リボ払いは解消されました。クレジットカードはリボ払いが初期設定されているものがあるので、契約時はよく確認しましょう。クレジットカードの利用明細書をきっかけに、心あたりのない手数料などに気づき、後日、リボ払いと判明したケースがあります。利用明細書は毎月必ず内容を確認し、不明点についてはカード会社に問い合わせましょう。



めぐニャンからのアドバイス

リボ払いとは、カードの支払い方式の1つで、あらかじめ設定した金額を月々支払っていくものです。カードの利用額が支払残高に組み込まれ、毎月手数料が生じる仕組みです。月々の支払いを一定額に抑えることができるので、家計の管理などに役立つ一方、支払いは長期化し、消費者が意図しない高額な手数料が発生することがあります。仕組みを理解した上で、計画的に利用することが望ましい支払い方法です。

「意図しないリボ払い」によるトラブルを避けるため、カードの申し込みの際は次の点に注意しましょう。

- 説明は最後まで確認し理解の上、申し込みしましょう
- リボ専用カードを見分けましょう
- 自動リボ設定になっていないか確認しましょう
 - 支払い方法として自動リボ設定を選択していないか？
 - 初期の設定が必ず自動リボ設定となるカードではないか？
 - 自動リボ設定の解除ができないカード(リボ専用カード)ではないか？

※困った時には目黒区消費生活センター(03-3711-1140)に相談してください。

シグナル121号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

目黒区消費生活センター (目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

発行 〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL : 03-3711-1133 FAX : 03-3711-5297

目黒区 消費生活 🔍 検索

メールマガジンを配信しています。

